

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

第 1 回 会 議 資 料

日 時 平成19年6月22日 午後1時30分

会 場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

豊川市・音羽町・御津町合併協議会

豊川市・音羽町・御津町合併協議会第1回会議次第

日時 平成19年6月22日（金）

午後1時30分

会場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室

1 開会

2 正副会長あいさつ

3 委員、顧問及び事務局職員紹介

4 来賓あいさつ

5 報告事項

- (1) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置までの経緯について (P1~4)
- (2) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置に関する協議書について (P5~7)
- (3) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約に関する協議書について (P8~10)
- (4) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会幹事会設置要綱について (P11~12)
- (5) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会専門部会設置要綱について (P13)
- (6) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会分科会設置要綱について (P14)
- (7) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会事務局規程について (P15~17)
- (8) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会財務規程について (P18~20)
- (9) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程について (P21)

6 協議事項

- (1) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会運営規程（案）について (P22)
- (2) 豊川市・音羽町・御津町合併協議会傍聴規程（案）について (P23)
- (3) 平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会事業計画（案）について (P24)
- (4) 平成19年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会会計予算（案）について (P25~37)
- (5) 合併協定項目（案）について (P38~44)
- (6) 新市基本計画骨子（案）について (P45)

- | | | |
|------|-----------------------|-------|
| (7) | 「合併の方式」について | (P46) |
| (8) | 「合併の期日」について | (P47) |
| (9) | 「新市の名称」について | (P48) |
| (10) | 「新市の事務所の位置」について | (P49) |
| (11) | 「議会議員の定数及び任期の取扱い」について | (P50) |
| (12) | 「一般職の職員の身分の取扱い」について | (P51) |
| (13) | 「地域審議会等の設置」について | (P52) |
| (14) | 「特別職の職員の身分の取扱い」について | (P53) |

8 その他

- (1) 合併協議会第2回会議について
日時 平成19年7月2日（月）午後1時30分から
会場 豊川市役所 本庁舎3階 協議会室
- (2) その他

9 閉会

報告事項（１）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置までの経緯について

年 月 日	内 容
平成17年	
4月 1日	・合併新法が施行。
9月22日	・音羽町議会が、合併問題調査特別委員会を設置。（12月2日までに委員会を6回開催、別に住民の意見を聴くための特別委員会協議会を6回開催）
12月14日	・音羽町議会において町長が合併の相手を豊川市と正式に表明。
12月16日	・音羽町議会合併問題調査特別委員会が調査結果を報告し、議会本会議で「豊川市との合併を求める決議」を可決。
平成18年	
2月 1日	・豊川市と一宮町が合併。（編入合併）
2月10日	・愛知県が第2回愛知県市町村合併推進審議会を開催し、音羽町については豊川市との合併が適切であると考えている旨を豊川市長に伝えるよう、審議会会長から指示。
3月22日	・愛知県市町村合併推進審議会の判断を受け、愛知県総務部長が豊川市長を訪れ、音羽町との合併協議を要請。
3月28日	・音羽町長及び音羽町議会議長が豊川市長及び豊川市議会議長に対し、合併協議の申入れ。
5月28日	・音羽町住民懇話会総会で、「豊川市との合併を強力に推進し、その実現を期する」、「速やかに、かつ、円滑な合併を要望する」旨の決議を行う。
6月19日	・豊川市・音羽町合併研究会を設置。
8月	・御津町内6箇所で御津町が主催する御津町の行政運営及び地域実態調査説明会を開催。
9月28日	・御津町及び御津町議会が合同で「合併に関する住民説明会」を開催。
9月29日	・御津町議会臨時会を開催し、「豊川市との合併協議を求める決議について」決議案を可決。
10月17日	・御津町の動向を受け、愛知県総務部長が豊川市長を訪れ、御津町との合併協議を要請。
10月31日	・御津町長及び御津町議会議長が豊川市長及び豊川市議会議長に対し、合併の協議を申入れ。
11月 2日	・愛知県が第4回愛知県市町村合併推進審議会を開催し、合併に係る構想対象市町村の組合せとして、豊川市、音羽町及び御津町の枠組みを決定。
12月18日	・愛知県が愛知県市町村合併推進審議会の答申を受け、「愛知県市町村合併推進構想」を策定。

平成19年	
2月19日	・豊川市・音羽町合併研究会が報告書を公表。
2月20日	・豊川市・御津町合併研究会を設置。
2月28日	・豊川市長が市議会定例会一般質問で、宝飯郡3町との合併について、音羽町及び御津町の編入合併を優先し、平成20年1月の合併を目指す旨を公表。
5月14日	・豊川市・御津町合併研究会が報告書を公表。
5月15日	・豊川市議会が議会協議会を開催し、音羽町及び御津町からの合併協議の申入れに対する対応を協議のうえ、両町の申入れを受諾する旨を決定。
5月16日	・豊川市長及び豊川市議会議長が音羽町長及び音羽町議会議長に対し、合併協議の申入れを受諾する旨を伝達。 ・豊川市長及び豊川市議会議長が御津町長及び御津町議会議長に対し、合併協議の申入れを受諾する旨を伝達。
5月17日	・1市2町の首長、正副議長、副市町長により、法定合併協議会設置に向けて、合併の方式など基本的な事項についての事前協議を実施。
5月21日	・豊川市議会が議会協議会を開催し、事前協議事項について了承。 ・音羽町議会及び御津町議会が議会全員協議会を開催し、事前協議事項について了承。
5月23日	・1市2町の長の間で事前協議事項確認書を締結。 (別紙参照)
6月 8日	・1市2町の議会において、豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置議案を可決。
6月 9日	・豊川市・音羽町・御津町合併協議会の設置。

事前協議事項確認書

豊川市と音羽町及び御津町が合併協議会を設置する場合には、合併に係る事前協議事項について、次の方針に基づき合併協議に臨むものとする。

平成19年5月23日

豊川市長 中野 勝



音羽町長 宇都野



御津町長 深谷 泰範



1 合併の方式等

宝飯郡音羽町及び同郡御津町を廃し、その区域を豊川市に編入する編入合併とし、名称は豊川市とする。

行政運営は、原則として、豊川市の例によるものとする。ただし、大きな差異がある場合には、旧一宮町区域で実施している期限を限度として緩和措置の検討を行うものとする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成20年1月20日を期限とし、今後調整するものとする。

3 事務所の位置及び現在の町役場の取扱い

事務所の位置は、豊川市諏訪一丁目1番地（豊川市役所）とする。

現在の音羽町及び御津町役場については、当面の間、支所として存続するものとする。なお、支所の組織・機能については、住民サービスが低下しないように十分配慮するものとする。

4 地域審議会等の取扱い

現在の音羽町及び御津町役場に、地域住民の意見を集約するため、地域審議会に代わる組織（仮称 地域協議会）を設置するなど、住民の声を行政に反映させるための配慮を行うこととする。

5 議会議員の定数及び任期の取扱い

合併時に音羽町及び御津町の議会議員は身分を失い、合併後、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び同条第3項の規定に基づき、新市の議会議員の定数を35人とし、音羽町の区域を選挙区とする増員選挙（定数2）及び御津町の区域を選挙区とする増員選挙（定数3）を実施するものとする。

6 合併市町村基本計画の策定

合併市町村基本計画の策定に当たっては、新市の均衡ある発展を図るため、生活分野の基盤整備で市町間に格差のあるものについては、その格差の是正に努めるよう配慮するものとする。

また、合併は行財政改革であるとの認識の下、国、県の財政支援、行財政の効率化による財源を活かし、地方債残高の減少など、厳しい状況にある財政の健全化を目指すものとする。

豊川市・音羽町・御津町合併協議会設置に関する協議書

豊川市、宝飯郡音羽町及び同郡御津町（以下「1市2町」という。）は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会（以下「協議会」という。）の設置に関する協議について、1市2町の議会において議決を経たので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、協議会を置くものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、1市2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成19年6月8日

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

豊川市長 中野勝之



愛知県宝飯郡音羽町大字赤坂字松本250番地

音羽町

音羽町長 宇都野

武



愛知県宝飯郡御津町大字西方字日暮30番地

御津町

御津町長 深谷泰範



豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約

(設置)

第1条 豊川市、宝飯郡音羽町及び同郡御津町(以下「1市2町」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(名称)

第2条 協議会は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会と称する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市2町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定に基づく合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市2町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、豊川市諏訪1丁目1番地豊川市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員(副会長を含む。以下同じ。)をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、豊川市長をもって充てる。

2 副会長は、音羽町長及び御津町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となり、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 音羽町長及び御津町長
- (2) 豊川市副市長、音羽町副町長及び御津町副町長
- (3) 1市2町の議会の議長
- (4) 1市2町の議会の副議長
- (5) 豊川市議会から選出された議員4名並びに音羽町議会及び御津町議会ごとに選出された議員各1名
- (6) 1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者若干名

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議に付すべき事項並びに会議の開催の日時及び場所を委員に対しあらかじめ通知するものとする。

(意見等の聴取)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出

席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。

3 顧問は、非常勤とする。

(小委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査又は審議をさせるため、小委員会を置くことができる。

(幹事会)

第12条 会議に付すべき事項について協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第14条 協議会の事務に従事する職員は、1市2町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会に要する経費は、1市2町が負担する。

(監査)

第16条 協議会の出納は、豊川市の監査委員に委嘱して監査する。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、豊川市の例により会長が別に定める。

(費用弁償等)

第18条 会長、委員、顧問及び監査委員は、その職務を行うために要する費用弁償等を受けることができる。

2 第9条の規定により会長の求めに応じ会議に出席した者は、費用弁償等を受けることができる。

3 前2項の費用弁償等の額、支給方法等については、会長が別に定める。

(廃止の場合の措置)

第19条 協議会を廃止した場合には、協議会の収支は、廃止の日をもって打ち切り、同日において会長であった者がこれを決算する。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成19年6月9日から施行する。

報告事項（3）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約に関する協議書

豊川市、宝飯郡音羽町及び同郡御津町（以下「1市2町」という。）は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約（以下「規約」という。）第7条、第7条第1項第6号、第14条、第15条に規定する内容については、次のとおりとする。

（委員の定数）

第1条 規約第7条に規定する協議会の委員の定数は、23名とする。

（学識経験を有する者）

第2条 規約第7条第1項第6号に規定する学識を有する者は、別表1のとおりとする。

（職員）

第3条 規約第14条に規定する協議会の事務に従事する職員は、別表2のとおりとする。

（経費）

第4条 規約第15条に規定する協議会に要する経費は、1市2町の負担とし、その割合は均等割45%、人口割55%とする。

（内容の変更）

第5条 この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

（定めのない事項）

第6条 この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1市2町の長が協議して定めるものとする。

（協議の発効）

第7条 この協議は、平成19年6月9日から発効する。

（協議の失効）

第8条 この協議は、協議会を廃止した時にその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書3通を作成し、1市2町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成19年6月8日

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

豊川市長 中野 勝之



愛知県宝飯郡音羽町大字赤坂字松本250番地

音羽町

音羽町長 宇都野

武



愛知県宝飯郡御津町大字西方字日暮60番地

御津町

御津町長 深谷 泰



別表1（第2条関係）



区 分	氏 名	備 考	
1市2町の長が協議して定めた学識経験を有する者	豊 川 市	小 川 孝 生	
		白 井 俊 子	
	音 羽 町	青 井 茂 夫	
		堀 内 幸 江	
	御 津 町	川 口 丈 弑	
		鈴 木 冷 子	

別表2（第3条関係）



氏 名	派遣元団体
本 多 俊 一	豊 川 市
大 竹 隆 夫	豊 川 市
手 塚 巧 朗	豊 川 市
鈴 木 真 喜 生	音 羽 町
二 村 敦 人	御 津 町



報告事項（４）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会幹事会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、豊川市・音羽町・御津町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事務を行う。

- （１） 協議会の会議に付すべき事項についての協議又は調整に関すること。
- （２） 前号に掲げるもののほか、豊川市、宝飯郡音羽町及び同郡御津町（以下「1市2町」という。）間において調整を必要とする事項についての協議に関すること。

（組織）

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

（幹事長）

第4条 幹事長は幹事の互選により選出する。

- 2 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。

（幹事）

第5条 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第6条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催し、その会議の議長となる。

- 2 幹事長は、必要に応じて関係者等の会議への出席を求めることができる。

（オブザーバー）

第7条 幹事会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

（専門部会）

第8条 幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（報告）

第9条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月9日から施行する。

別表（第5条関係）

団 体 名	職 名
豊川市	副市長 企画部長 総務部長 企画部企画課長
音羽町	副町長 総務課長 企画課長
御津町	副町長 総務課長 企画課長

報告事項（５）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会専門部会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会幹事会設置要綱第8条の規定に基づき、豊川市・音羽町・御津町合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 専門部会は、協議会の幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約第3条各号に掲げる事務について専門的に協議し、又は調整をする。

（組織）

第3条 専門部会は、部会員をもって組織する。

2 部会員は、豊川市、宝飯郡音羽町及び同郡御津町の事務所管部署の部長、次長及び課長又は部長、次長及び課長相当職にある者をもって充てる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

3 専門部会は、必要に応じ分科会を置くことができる。

（部会長及び副部会長）

第4条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員のうちから幹事長が選任する。

3 部会長は、会務を掌理し、専門部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が求めるとき、又は部会長が必要と認めるときに開催し、部会長はその会議の議長となる。

2 部会長は、必要に応じて関係者等の会議への出席を求めることができる。

3 部会長は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第6条 部会長は、専門部会の協議又は調整の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月9日から施行する。

報告事項（6）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会分科会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会専門部会設置要綱（以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づき、豊川市・音羽町・御津町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、協議会の専門部会の部会長の指示を受け、要綱第2条に掲げる専門部会の事務を補助するための協議及び資料の調製などを行う。

（組織）

第3条 分科会は、各専門部会の部会長（以下「部会長」という。）が選任する豊川市、宝飯郡音羽町及び同郡御津町の事務所管部署の課長の職にある者をもって組織する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

（分会長）

第4条 分科会に分会長を置く。

- 2 分会長は分科会の委員のうちから部会長が選任する。
- 3 分会長は、会務を掌理し、分科会を代表する。

（会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が求めるとき、又は分会長が必要と認めるときに開催し、分会長はその会議の議長となる。

- 2 分会長は、必要に応じて関係者等の会議への出席を求めることができる。
- 3 分会長は、必要に応じて関係する他の分科会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第6条 分会長は、分科会の協議及び資料調製等の経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

（庶務）

第7条 分科会の庶務は、部会長の属する市町の担当課が行うものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月9日から施行する。

報告事項（7）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、豊川市・音羽町・御津町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の小委員会に関すること。
- （3）協議会の幹事会に関すること。
- （4）協議会の庶務に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員）

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）事務局次長
- （3）その他の職員

（職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 その他の職員は、上司の命を受けて、所掌事務に従事する。

（職務権限）

第5条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限に関しては、豊川市決裁規程（昭和53年豊川市訓令2号）の例による。この場合において、「市長」及び「副市長」とあるのは「会長」と、「部長」、「次長」及び「課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- （1）物品の購入及び現金の出納に関すること。
- （2）職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書等の取扱い）

第6条 協議会の文書及び協議会の保有する情報の公開に関する取扱いについては、豊川市の例により処理するものとする。

（公印の取扱い）

第7条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理者印及び事務局長印とし、公印名、形状、寸法、使用区分、公印を管守すべき者（以下「管守者」という。）及び個数は別表のとおり

りとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、豊川市公印規則（昭和31年豊川市規則第6号）の例によるものとする。

（職員の服務）

第8条 職員の服務及び勤務条件等については、豊川市の一般職の職員の例によるものとする。

（職員の給与等）

第9条 職員の給料及び諸手当については、派遣元団体の負担とする。

2 職員の旅費については、豊川市の一般職の職員の例により算出し、協議会の予算において支給する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月9日から施行する。

別表（第7条関係）

公 印 名	形 状	寸 法 (ミリメートル)	使用区分	管 守 者	個 数
豊川市・音羽町・御津町合併協議会長印	豊川市・音羽町・御津町合併協議会長印 古印体	方24	会長名をもつてする文書	豊川市・音羽町・御津町合併協議会事務局長	1
豊川市・音羽町・御津町合併協議会長職務代理者印	豊川市・音羽町・御津町合併協議会長職務代理者印 古印体	方20	会長職務代理者名をもつてする文書	豊川市・音羽町・御津町合併協議会事務局長	1
豊川市・音羽町・御津町合併協議会事務局長印	豊川市・音羽町・御津町合併協議会事務局長印 古印体	方20	事務局長名をもつてする文書	豊川市・音羽町・御津町合併協議会事務局長	1

報告事項（8）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会財務規程

（趣旨）

第1条 この規程は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、豊川市・音羽町・御津町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の事務に要する費用は、豊川市、宝飯郡音羽町及び同郡御津町（以下「1市2町」という。）の負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得るものとする。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 第2項の規定により承認を得たときは、会長は、当該歳入歳出予算書の写しを速やかに1市2町の長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を1市2町の長に申し出るものとする。

2 前項の申出に基づき、1市2町の長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の承認を得るものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の規定により補正予算が協議会の承認を得た場合に準用する。

（予算の流用及び予備費の充用）

第4条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、豊川市予算決算会計規則（昭和53年豊川市規則第48号）の例によるものとする。

（歳入歳出予算の区分）

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において必要かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定めるものの以外の項及び目の区分を定めることができる。

（出納及び現金の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、豊川市予算決算会計規則（昭和53年豊川市規則第48号）の例によるものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第16条の規定により定められた監査委員の審査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを1市2町の長に送付しなければならない。この場合においては、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、豊川市の例によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成19年6月9日から施行する。

2 平成19年度については、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

別表第1（第5条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 雑収入

別表第2（第5条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 総務費	1 総務管理費	1 会議費
		2 事務局費
		3 調査研究費
		4 広報費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

報告事項（9）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条第3項の規定に基づき、豊川市・音羽町・御津町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の費用弁償等について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第2条 協議会の会長、委員、顧問及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額8,600円とする。ただし、協議会委員等のうち豊川市、宝飯郡音羽町及び同郡御津町の長、副市長、副町長、議長、副議長、議員（監査委員である者を除く）並びに顧問（以下「1市2町の長等」という。）については、これを支給しないものとする。

（費用弁償）

第3条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の規定の例により一般職の職員の旅費に相当する額を弁償するものとする。ただし、1市2町の長等が、協議会の会議に出席した場合には、これを支給しないものとする。

（委任）

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の費用弁償等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月9日から施行する。

協議事項（１）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

（会長等の責務）

第3条 会長は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

（会議の開閉）

第4条 会議の開会及び閉会は、会長が宣告する。

（表決）

第5条 会議の議事は、会長及び出席委員の全会一致をもって進めることを原則とする。

ただし、表決が分かれた場合又は会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

（会議録）

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

（１）開催の日時及び場所

（２）出席委員の氏名

（３）議題及び議事の要旨

（４）前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた事項

2 会議録は、会長及び会長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、公開とする。

（規律）

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、会長の許可を得なければならない。

（小委員会の設置）

第10条 豊川市・音羽町・御津町合併協議会規約第11条に規定する小委員会は、必要がある場合に会長が協議会に諮って置く。

2 小委員会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年6月22日から施行する。

協議事項（２）

豊川市・音羽町・御津町合併協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、豊川市・音羽町・御津町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般傍聴席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴人の制限）

第4条 会長は必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- （１）銃器その他危険なものを持っている者
- （２）酒気を帯びていると認められる者
- （３）異様な服装をしている者
- （４）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- （５）笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- （６）前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- （１）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- （２）談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- （３）はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- （４）飲食又喫煙をしないこと。
- （５）みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- （６）前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に、会長の許可を得た者は、この限りではない。

（職員の指示）

第8条 傍聴人は、すべての職員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これに退場を命じることができる。

附 則

この規程は、平成19年6月22日から施行する。

協議事項（3）

平成 19 年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会事業計画(案)

1 会議の開催

協議会会議 6回

	日 時	場 所
第 1 回	平成 19 年 6 月 22 日 (金) 午後 1 時 30 分から	豊川市役所 本庁舎 3 階 協議会室
第 2 回	平成 19 年 7 月 2 日 (月) 午後 1 時 30 分から	豊川市役所 本庁舎 3 階 協議会室
第 3 回	平成 19 年 7 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分から	豊川市役所 本庁舎 3 階 協議会室
第 4 回	平成 19 年 7 月 18 日 (水) 午後 1 時 30 分から	豊川市役所 本庁舎 3 階 協議会室
第 5 回	平成 19 年 8 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分から	豊川市役所 本庁舎 3 階 協議会室
第 6 回	未定	未定

2 調査研究事業

- (1) 新市基本計画の策定
- (2) 合併協定項目の調整

3 広報・広聴活動

- (1) 協議会だよりの発行 5回発行予定
- (2) ホームページの作成管理
- (3) 住民説明会の開催 6回（関係市町各2回）

協議事項（４）

平成１９年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会会計予算（案）

平成１９年度豊川市・音羽町・御津町合併協議会会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３，７９５千円と定める。

２ 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」による。

平成１９年６月２２日提出

豊川市・音羽町・御津町合併協議会 会長 中野 勝之

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 負担金		13,794
	1 負担金	13,794
2 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		13,795

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		13,495
	1 総務管理費	13,495
2 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出 合 計		13,795

平成 1 9 年 度

豊川市・音羽町・御津町合併協議会会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	本年度予算額
1 負担金	13,794
3 諸収入	1
歳入合計	13,795

(歳出)

款	本年度予算額
1 総務費	13,495
2 予備費	300
歳出合計	13,795

単位：千円

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			13,495
			300
			13,795

2 歳 入

1款 負担金	1項 負担金
目	本 年 度
1 負 担 金	13,794
計	13,794

2款 諸 収 入	1項 諸 収 入
1 雑 収 入	1
計	1

単位 : 千円

節		説明
区分	金額	
1. 構成市町負担金	13,794	豊川市負担金 8,566 音羽町負担金 2,501 御津町負担金 2,727

1. 預金利子等	1	預金利子

3 歳 出

1款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度	本年度予算額の財源内訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 会議費	1,530				1,530
2. 事務局費	2,445				2,445
3. 調査研究費	5,410				5,410

単位：千円

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	645	合併協議会委員等報酬 (報酬日額 8,600円)	645
8 報 償 費	30	合併協議会委員費用弁償	27
9 旅 費	27	協議会運営費	858
11 需 用 費	223	①委託料	605
13 委 託 料	605	②住民説明会託児及び手話通訳謝礼	30
		③一般諸経費	223
9 旅 費	65	一般事務費	2,445
11 需 用 費	567	①普通旅費	65
		②通信事務費	192
12 役 務 費	194	③事務局管理費	480
		ア 賃借料	
14 使用料及び賃借料	480	④臨時職員経費負担金	1,139
19 負担金、補助及び 交付金	1,139	⑤一般諸経費	569
13 委 託 料	5,410	調査研究業務委託 ア 新市基本計画策定 イ 住民説明会パンフレット作成	5,410

1款 総務費

1項 総務管理費

目	本年度	本年度予算額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
4. 広報費	4,110				4,110
計	13,495				13,495

2款 予備費

1項 予備費

目	本年度	本年度予算額の財源内訳			
		特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	300				300
計	300				300

単位：千円

節		説	明
区	分		
11	需用費	3,726	印刷製本費 3,726
			①「協議会だより」5回発行 3,150 630,000円×5回=3,150,000円
13	委託料	384	②新市啓発関係印刷物作成 576 ホームページ作成管理委託 384

単位：千円

節		説	明
区	分		
			予備費

協議事項（５）

合併協定項目（案）

協定項目	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	議会議員の定数及び任期の取扱い
6	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
7	一般職の職員の身分の取扱い
8	地方税の取扱い
9	地域審議会等の設置
10	財産及び債務の取扱い
11	特別職の職員の身分の取扱い
12	条例、規則等の取扱い
13	組織及び機構の取扱い
14	町名・字名の取扱い
15	慣行の取扱い
16	公共的団体の取扱い
17	一部事務組合等の取扱い
18	使用料、手数料等の取扱い
19	補助金、交付金等の取扱い
20	消防団の取扱い
21	国民健康保険事業の取扱い
22	介護保険事業の取扱い
23	各種事務事業の取扱い
	1 総務・企画関係事業
	2 防災関係事業
	3 福祉関係事業
	4 交通関係事業
	5 上水道関係事業
	6 下水道関係事業
	7 教育関係事業
24	新市基本計画

【参考資料】

合併協定項目の概要

1 合併の方式

市町村合併には、「編入合併」と「新設合併」の2方式があり、その一方を選択します。合併の方式は、合併協定項目のうち最も基本的な項目であり、その後の協議の土台となるものです。

「編入合併」

- ・編入される市町村を廃し、その区域を編入する市町村へ編入する。
- ・編入される市町村の法人格は消滅し、編入する市町村の法人格はそのまま存続する。

「新設合併」

- ・2以上の市町村を廃し、その区域をもって新市町村を設置する。
- ・合併関係市町村（合併前の市町村）の法人格は消滅し、新しい法人格が発生する。

2 合併の期日

合併の効力発生要件である総務大臣告示までのスケジュールを踏まえ、事務事業の移行・電算システム統合などに要する期間の確保、住民生活への影響を軽減するための周知期間等も考慮しながら、目標となる合併期日を決定する必要があります。

3 新市の名称

市町村の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密接しており、それがどのような名称であるかは、地域住民にとって非常に重要な事項ですが、具体的な新市名の決定方法は協議会の協議に委ねられています。

なお、編入合併の場合、通常は編入する市町村の名称とするのが一般的です。

4 新市の事務所の位置

編入合併の場合には、編入する市町村の役所・役場を新市の事務所とし、編入される市町村の役所・役場は支所とするのが一般的です。

【参考 地方自治法（抄）】

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌するため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

5 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会の議員の定数は、地方自治法第91条の規定により、新市の人口を基準として定数の上限数（人口10万以上20万未満の市＝34人）以内で、条例で定めることとなっています。

編入合併では編入される市町村の議員が身分を失うこととなりますが、地方自治法の規定により任期途中において増員選挙を行うことができることとなっています。また、合併特例法により特例措置が設けられており、一定の期間、定数を法定の上限数を超えて増加させる制度（定数特例）などがあります。

合併特例法による特例措置の適用については、協議会の協議結果に基づいて、合併特例法第8条又は第9条の規定により、市町村が協議を行うことにより定められますが、この協議には市町村の議会の議決が必要です。（市町村の配置分合に係る議決と同時に議決するのが通例となっています。）

6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会は特別な事情がある場合を除き、原則として市町村に一つ置かれ、その委員は、選挙による委員及び選任による委員によって構成されています。

市町村合併が行われた場合の農業委員の任期等については、合併特例法による特例措置があり、選挙による委員について、編入合併の場合は、編入される市町村の選挙による委員のうち40人以内で定めた数の者に限り、編入する市町村の委員の残任期間在任することができます。

合併特例法に基づく特例措置の適用については、協議会の協議結果に基づいて、合併特例法第11条の規定により、市町村が協議を行うことにより定められますが、この協議には市町村の議会の議決が必要です。（市町村の配置分合に係る議決と同時に議決するのが通例となっています。）

7 一般職の職員の身分の取扱い

市町村合併により消滅することとなる市町村の一般職の職員は、いったんその身分を失うこととなります。そこで、合併特例法第12条では、「合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するよう措置しなければならない」と規定されています。

また、「合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分の取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない」とされており、任用制度、給与及びその他の勤務条件に関して、合併前後で著しい不均衡が生じないよう協議する必要があります。

8 地方税の取扱い

市町村税は、現在、普通税として市町村民税、固定資産税、軽自動車税等が、目的税として、都市計画税、入湯税等が課税されています。

合併特例法第16条の規定により、合併関係市町村の相互の間に市町村税の税率が異なることなどにより、合併後直ちに新市の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができるとする特例措置が設けられていますので、その取扱いについて協議する必要があります。

9 地域審議会等の設置

合併特例法では、旧市町村ごとの意見を新市の施策に反映させる制度として、地域審議会、地域自治区、合併特例区といった制度を規定しています。

これらの機関はいずれも協議ないし規約で定める一定期間置くことができますが、新市に必置の機関ではないため、その必要性等について総合的に検討する必要があります。

10 財産及び債務の取扱い

原則的には、合併関係市町村の財産（土地、建物、債権など）及び債務は、すべて新市が引き継ぐこととなります。

合併関係市町村の財産を新市に引き継ぐことが適当でない特別な事情がある場合には、財産区（地方自治法第294条）を設置することができます。

財産及び債務の取扱いについては、協議会の協議結果に基づいて、地方自治法第7条第4項の規定により市町村が財産処分に関する協議を行うことにより定められますが、この協議には市町村の議会の議決が必要です。（市町村の廃置分合に係る議決と同時に議決するのが通例となっています。）

【参考 地方自治法（抄）】

（市町村の配置分合及び境界変更）

第7条 市町村の配置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2及び3 （略）

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（財産区の意義及びその運営）

第294条 法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、市町村及び特別区の一部で財産を有し若しくは公の施設を設けているもの又は市町村及び特別区の配置分合若しくは境界変更の場合におけるこの法律若しくはこれに基く政令の定める財産処分に関する協議に基き市町村及び特別区の一部が財産を有し若しくは公の施設を設けるものとなるもの（これらを財産区という。）があるときは、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、この法律中地方公共団体の財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関する規定による。

11 特別職の職員の身分の取扱い

市町村長、副市町村長、行政委員会及び附属機関の委員等特別職の職員の身分について協議する必要があります。

編入合併では、編入する市町村の特別職の職員の身分は変動しませんが、編入される市町村の特別職の職員の身分は失われます。

12 条例・規則等の取扱い

編入合併では、編入される市町村の条例、規則等が失効し、編入する市町村の条例、規則等が適用されます。

なお、地方税の不均一課税等、事務事業の一元化による制度改正等がある場合は、編入する市町村の条例、規則等についても、一部改正の必要があります。

13 組織及び機構の取扱い

新市の事務組織、機構は、合併後の円滑な行政執行のために早期に確立しなければなりません。具体的な事務組織等は、協議会における各種の調整結果に基づいて、合併時まで調整していくこととなりますが、協議会では調整に際しての指針について協議します。

14 町名・字名の取扱い

町又は字の名称は、合併市町村内において重複がないように配慮する必要がありますが、名称は住民生活に密着する事項であり、地域の歴史や文化と大きな関わりを持つことが多いため、慎重な協議が必要です。

なお、町、字の区域や名称を設定、廃止又は変更しようとするときは、地方自治法第260条の規定により、市町村議会の議決を経てこれを定め、県知事に届け出る必要があります。

【参考 地方自治法（抄）】

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

15 慣行の取扱い

市町村章、市町村民憲章、市町村の花・木、各種宣言などの慣行は、住民生活に密着したものです。

それぞれ地域の固有の歴史や伝統文化を伝承するといった観点と新市の速やかな一体化を図るといった観点とのバランスを考慮しながら、新市としてふさわしいものとなるよう協議する必要があります。なお、編入合併の場合には、編入する市町村のものを継承する場合があります。

16 公共的団体の取扱い

商工会議所、商工会等の産業経済団体、文化協会、体育協会等の文化事業団体等公共的活動を営む団体のあり方は、原則としてそれぞれの団体が自主的に決定すべき事項ですが、協議会において、新市としての基本的な方針を協議する必要があります。

合併特例法第65条第7項の規定により、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない」こととされています。

17 一部事務組合等の取扱い

合併関係市町村が構成団体の一部となっている一部事務組合は、組合を構成する市町村が編入される場合は、当該市町村の法人格が消滅することに伴い、組合からの脱退手続が必要になります。

一部事務組合の他にも協議会、事務委託などの方式で広域的に処理している事務事業の取扱いについて協議する必要があります。

18 使用料、手数料等の取扱い

公共施設の使用料や窓口事務の手数料等の取扱いに関して協議します。

この協議・調整は、住民間の負担の公平を確保し、住民に不利益にならないことを基本として行うことが必要です。

なお、使用料・手数料は条例等で定められていますので、編入合併において従来の取扱いを変更する場合には、新市発足と同時に新たな条例が施行されるよう準備をする必要があります。

19 補助金、交付金等の取扱い

市町村は、公益上必要がある場合、各種団体等に対し補助金等を交付することにより財政的支援をすることができますが、従来からの経緯や実情を踏まえるとともに新市の財政事情に配慮しながら、その再検討を行い、新市にとっての公益上の必要性を明確にしたうえで、そのあり方を検討しておかなければなりません。

協議会では、個々の補助金等について検討・協議することは困難ではありますが、その一般的な取扱方針について協議・確認する必要があります。

20 消防団の取扱い

地域消防・防災における消防団の住民生活に果たす役割は、非常に重要となっています。合併後、新市において迅速な対応・活動ができるように、合併後の組織構成等について協議する必要があります。

消防団の設置及び区域は条例で定められ（消防組織法第15条）、1市町村当たりの設置数については制限がありません。消防組織法上、市町村合併が行われた場合の消防団の扱いについて明記されているわけではありませんが、合併協定項目に盛り込まれることにより、最近の市町村合併のうち、ほとんどの事例において統合が行われています。

21 国民健康保険事業の取扱い

市町村が保険者として運営している国民健康保険は、制度が保険料と保険税で異なることや税率についても同一ではありません。このため、新市の国民健康保険事業として、住民間で不均衡が生じないように、協議会で協議する必要があります。

また、国民健康保険料（税）は、合併年度及びこれに続く5年度に限り、不均一賦課（課税）ができることとなっており（国民健康保険法附則第11項、合併特例法第16条）、この特例措置の取扱いについても協議します。

22 介護保険事業の取扱い

市町村が保険者として運営している介護保険は、1市2町間で保険料率等が同一ではありません。このため、新市の介護保険事業として、住民間で不均衡が生じないように、協議会で

協議する必要があります。

23 各種事務事業の取扱い

市町村が実施している各種事務事業のうち、住民生活に影響を及ぼす主要なものについては、個々の事務事業ごとに、協議会において、達成すべき目標やサービス対象に即して、総合的に検討のうえ、調整方針を協議する必要があります。

24 新市基本計画（合併市町村基本計画）

新市基本計画は、合併市町村の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とした計画であり、合併市町村の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならないとされています。

新市基本計画の具体的内容は、合併特例法第6条の規定により、次の4項目が示されています。

- ①合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針
- ②合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項
- ③公共的施設の統合整備に関する事項
- ④合併市町村の財政計画

協議事項(6)

新市基本計画骨子(案)

1. はじめに
 - (1) 合併の必要性
 - (2) 計画策定の方針
2. 新市の現況
 - (1) 新市の現況
 - 1) 概況(位置と地勢、歴史的特性、自然資源等)
 - 2) 交通環境
 - 3) 人口動向
 - 4) 産業動向(農業、工業、商業、観光業)
 - 5) この地域の課題
3. “まちづくり”の基本方針
 - (1) 新市の将来像
 - (2) “まちづくり”の目標
 - (3) 主要指標の見通し
 - 1) 総人口(目標人口)
 - 2) 年齢三区分別人口
 - 3) 世帯数
 - (4) 新市の都市構造
4. 新市の施策
 - (1) 重点プロジェクト
 - (2) 分野別主要施策
 - 1) 安全・安心
 - 2) 健康・福祉
 - 3) 建設・整備
 - 4) 教育・文化
 - 5) 産業・交流
 - 6) 行政・協働
5. 新市における愛知県事業の推進
6. 公共施設の統合整備
7. 財政計画

協議事項（7）

「合併の方式」について

宝飯郡音羽町及び同郡御津町を廃し、その区域を豊川市に編入する
編入合併とする。

協議事項（８）

「合併の期日」について

合併の期日は、平成２０年１月１５日とする。

協議事項（9）

「新市の名称」について

新市の名称は、豊川市とする。

協議事項（10）

「新市の事務所の位置」について

新市の事務所の位置は、豊川市諏訪一丁目1番地とする。

現在の音羽町役場及び御津町役場については、当面の間、支所として存続するものとする。

協議事項（１１）

「議会議員の定数及び任期の取扱い」について

合併時に音羽町及び御津町の議会議員は身分を失い、合併後、市町村の合併の特例等に関する法律第８条第２項及び同条第３項の規定に基づき、新市の議会議員の定数を３５人とし、音羽町の区域を選挙区とする増員選挙（定数２）及び御津町の区域を選挙区とする増員選挙（定数３）を実施するものとする。

協議事項（１２）

「一般職の職員の身分の取扱い」について

音羽町及び御津町の一般職の職員は、すべて豊川市の職員として引き継ぐものとする。

音羽町及び御津町の一般職の職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、豊川市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。

職員数については、新市において現行の定員適正化計画を見直すものとし、定員管理の更なる適正化に努めるものとする。

一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、豊川市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

協議事項（１３）

「地域審議会等の設置」について

現在の音羽町及び御津町役場に、地域住民の意見を集約するため、合併特例法で規定される地域審議会等に代わる組織を設置するものとし、住民の声を行政に反映させるための配慮を行うこととする。

協議事項（14）

「特別職の職員の身分の取扱い」について

音羽町及び御津町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び非常勤の特別職（農業委員を除く。）の職員は、合併の前日をもって失職するものとする。

行政委員会（農業委員会を除く。）及び審議会等の附属機関並びに嘱託員等の非常勤の特別職については、現に1市2町で設置されていて新市において引き続き設置する必要があるものは原則として統合し、独自に設置されているものについては、合併時までにはそのあり方を検討する。なお、行政委員会及び附属機関等の委員構成については、1市2町の長が別に協議して定める。